

昭和47年に結婚のご夫婦は申し込みを！

圖福祉課(南有馬庁舎) ☎73-6651

金婚式。それは、二人が、共に健やかに、仲むつまじく過ごしてきた証。それだけに、本人や家族だけでなく地域社会にとってもうれしい出来事です。市では、結婚50年(昭和47年に結婚)の記念の年を迎えるご夫婦をお祝いするため金婚式を開催します。

※市から通知はしていませんので、該当するご夫婦は、お申し込みください。



9月22日(木)

- ※金婚式は11月22日(火)に開催予定。申し込み内容を確認後、ご案内します。
- ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、やむを得ず延期または中止になる場合があります。

- ①令和4年1月1日現在、本市の住民であること
- ②令和4年1月1日から令和4年12月31日までに、婚姻期間が50年となる夫婦
- ※詳細はお問い合わせください。
- ③身分証(マイナンバーカード、運転免許証など)をご持参の上、各支所で申し込んでください。その際、戸籍簿により婚姻期間を確認しますので、あらかじめご了承ください。

南島原市スポーツ推進委員のご紹介

圖生涯学習課(南有馬庁舎) ☎73-6703

市教育委員会では、健康志向やスポーツ活動に対するニーズも多種多様化している中で、身近にスポーツを感じられる環境づくりを担い、スポーツの推進に関わる体制の整備を図るため、スポーツ推進委員を委嘱しています。任期は2年間で、任期中、市のスポーツ振興に関する活動に従事していただきます。

●南島原市スポーツ推進委員(敬称略)

加津佐地区	口之津地区	南有馬地区	北有馬地区	西有家地区	有家地区	布津地区	深江地区
井口 広昭	田口 克哉	菅 健治	小松 久勝	池田 崇将	坂口健一郎	有村 俊男	石川 景士
福田 亮司	井村 武弘	草野 康弘	竹市 保徳	川上 弘昭	田浦 誠	島崎 兼一	柴田 良和
福田美智代	高田真紀子	中村 朋子	山村 光秋	佐藤 幸春	松尾 主君	塩田 純一	川田とも子
岩永真由美	山本 由秀	佐々木和浩	中村 哲也	山奥 博文	隈部伊都子	高見 聡子	兼田真理子
氏原 巧	多比良卓見	林田 智子	浦部 宗近	梶原 光幸	林田 佳子	湯田恵梨香	石口よとみ
栗原雄一郎	野田 香代	川口 涉	笹田 真二	伊藤 孝司	田浦 正剛	小林 智佳	岡本 圭一
酒井 正光	濱田 秀人	常岡淳一郎	谷口 誠	藤原 一彦	磯野 正文	吉岡 光生	伊藤 公貴
松田 拓也	松尾 将司	本村 友香	末永 武之	梶原 勇	山口 紘範	大平 亜紀	大平 順一
藤村 誠也	平 靖恵	菅 広洋	高木 三成	野村 真美	池田 正平	山下 誠一	原川 俊郎
坂田 好伸	定方 弘一	中村 翼	笹田 圭祐	松本 添花	鳥居 健太	小林 凌雅	荒木 亮

●退任者の紹介(敬称略)

加津佐地区	南有馬地区	布津地区
山崎 亮	永友 直樹	山崎 篤

令和4年3月31日での任期満了に伴い、3人の委員が退任されました。長い間、スポーツ振興にご尽力いただき誠にありがとうございました。

後期高齢者医療制度のお知らせ

圖健康づくり課(南有馬庁舎) ☎73-6641 または 長崎県後期高齢者医療広域連合 ☎095-816-3930

●被保険者証(保険証)の更新

8月から被保険者証(保険証)が新しくなります



令和4年9月まで



令和4年10月以降

現在使用している保険証の有効期限は、今年の7月31日までです。新しい保険証を7月中旬に郵送などにより交付しますので、記載内容を確認し、大切にお使いください。なお、更新のための手続きは必要ありません。

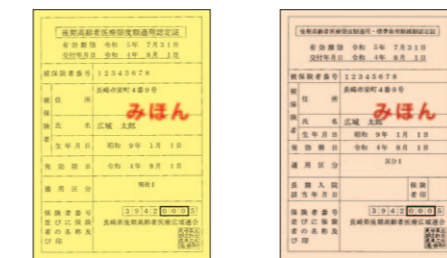
●「高齢者の医療の確保に関する法律」の一部改正

10月から医療費窓口負担割合1割の人のうち一定の所得のある被保険者については、負担割合が「2割」となります。そこで、再度、10月から使う保険証を、すべての被保険者に郵送などにより交付します。

●保険証の色と有効期間

桃色(1回目):有効期間 8月1日~9月30日
 緑色(2回目):有効期間 10月1日~令和5年7月31日
 ※有効期限が過ぎた保険証は、細かく裁断し破棄していただくか、健康づくり課(または支所)まで返却してください。
 ※保険料を特別な事情もなく滞納すると、差押などの滞納処分を受ける場合があります。
 保険料の納付が困難なときは早めに、健康づくり課の窓口にご相談ください。

●限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証について



後期高齢者医療限度額適用認定証 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

■すでに交付を受けている人

現在使用している認定証の有効期限は、今年の7月31日までです。引き続き対象となる人には、新しい認定証を保険証と同封して交付します(申請不要)

※現在、認定証の交付を受けていない人および一部負担金の割合に変更があった人には、認定証は同封されておりません。認定証の交付を受けるには、申請が必要です。所得区分の要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

第72回 社会を明るくする運動

圖社会を明るくする運動事務局(市民課内(西有家庁舎)) ☎73-6647

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする運動です。



中学生弁論大会開催のお知らせ

今年度の中学生による弁論大会は、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を踏まえ、役員および関係者のみで開催します。大会観覧を予定されていた皆さんには申し訳ありませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。

